

令和7年度 第5回理事会

日 時：令和7年8月8日（金）16:00～

場 所：森林整備センター（川崎市）役員会議室

I. 報 告

1. 障害者の雇用状況について（報告）〔総務部長〕
2. 林木育種センターにおける一般職員（大卒）の採用について（非公表）
〔林木育種センター〕
3. 令和7年度第1回水源林造成業務リスク管理委員会概要（非公表）
〔森林整備センター〕
4. 災害救助法の適用を受けた区域を対象とした森林保険の対応について
〔森林保険センター〕

II. その他

1. 今後の主な会議・行事予定について
2. 主要行事
3. 森林総合研究所が広報普及した主な研究成果等について

障害者の雇用状況について（報告）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、国・地方公共団体の事業主は、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられている。

当機構（国・地方公共団体等に分類）の法定雇用率は 2.8％であるのに対し、本年 6 月 1 日時点（法に基づく報告日）での雇用率は 3.40％（前年度は 3.68％）となっている。

災害救助法の適用を受けた区域を対象とした森林保険の対応について

- ・ トカラ列島近海を震源とする地震
- ・ 令和 7 年台風第 8 号
- ・ 令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波

- トカラ列島近海を震源とする地震、令和 7 年台風第 8 号に伴う災害及び令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、災害救助法の適用を受けた区域を対象に、森林保険契約の継続手続きの猶予措置を定めた通知を道府県森林組合連合会等に発出（別添 1、2 及び 3）するとともに、森林保険センターホームページにも掲載
- 措置内容は、いずれも
 - ①保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続契約の申込みができなかった場合であっても、令和 8 年 1 月 30 日までに申出があった場合は、同日まで継続契約の締結手続きを猶予する。
 - ②猶予期間内に保険料を添えて継続契約の申込が行われた場合は、現契約と同一の契約条件により、現契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとする。

7 森林保業第 238 号
令和 7 年 7 月 10 日

道府県森林組合連合会 代表理事会長 様
東京都森林組合 代表理事組合長 様
大阪府森林組合 代表理事組合長 様
中はりま森林組合 代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター所長（法人印省略）

トカラ列島近海を震源とする地震に係る森林保険の対応について

トカラ列島近海を震源とする地震に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた村に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び同村に住所を有している保険契約者又は被保険者の保険契約について、保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続契約の申込みができなかった場合であっても、令和 8 年 1 月 30 日までに申出（別紙参照）があった場合は、同日まで継続契約の締結手続きを猶予します。

また、令和 8 年 1 月 30 日までに保険料を添えて継続契約の申込が行われた場合は、現契約と同一の契約条件により、現契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。

なお、トカラ列島近海を震源とする地震により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林保険センターに相談して下さい。

以上

【別紙】

令和 年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 理事長 殿

森林保険に係る申出書

申出者住所：

申出者氏名： (印) (自署の場合は省略可)

森林保険に係る手続きについて、下記のとおり令和 8 年 1 月 30 日までの猶予を申し出ます。

記

該当手続き : 森林保険契約の継続手続き
 理由 : 森林保険契約を継続し災害に対する補償を維持するため
 証書番号 :
 保険契約者 :
 被保険者 : (外 名)

7月3日 20時30分公表

令和7年7月3日
内閣府政策統括官（防災担当）

トカラ列島近海を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用について

1. 災害の概要

トカラ列島近海を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、鹿児島県は1村（鹿児島郡十島村）に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【鹿児島県】 鹿児島郡十島村 (かごしまぐんとしまむら)	7月3日	令和7年7月3日に発生したトカラ列島近海を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
藤田、新野、池沼、田村
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）

7 森林保業第 250 号
令和 7 年 7 月 30 日

道府県森林組合連合会 代表理事会長 様
東京都森林組合 代表理事組合長 様
大阪府森林組合 代表理事組合長 様
中はりま森林組合 代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター所長（法人印省略）

令和 7 年台風第 8 号に伴う災害に係る森林保険の対応について

令和 7 年台風第 8 号に伴う災害に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた村に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び同村に住所を有している保険契約者又は被保険者の保険契約について、保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続契約の申込みができなかった場合であっても、令和 8 年 1 月 30 日までに申出（別紙参照）があった場合は、同日まで継続契約の締結手続きを猶予します。

また、令和 8 年 1 月 30 日までに保険料を添えて継続契約の申込が行われた場合は、現契約と同一の契約条件により、現契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。

なお、令和 7 年台風第 8 号に伴う災害により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林保険センターに相談して下さい。

以上

【別紙】

令和 年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 理事長 殿

森林保険に係る申出書

申出者住所：

申出者氏名： （自署の場合は省略可）

森林保険に係る手続きについて、下記のとおり令和8年1月30日までの猶予を申し出ます。

記

該当手続き：森林保険契約の継続手続き
理由：森林保険契約を継続し災害に対する補償を維持するため
証書番号：
保険契約者：
被保険者：（外 名）

7月28日 13時30分公表

令和7年7月28日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和7年台風第8号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和7年台風第8号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、沖縄県は2村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【沖縄県】 島尻郡南大東村 (しまじりぐみなみだいとうそん) 島尻郡北大東村 (しまじりぐんきただいとうそん)	7月27日	令和7年台風第8号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（被災者生活再建担当）付
 藤田、新野、池沼、田村
 TEL 03-5253-2111（内線51276）
 03-3503-9394（直通）

7 森林保業第 251 号
令和 7 年 7 月 30 日

道府県森林組合連合会 代表理事会長 様
東京都森林組合 代表理事組合長 様
大阪府森林組合 代表理事組合長 様
中はりま森林組合 代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター所長（法人印省略）

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に係る森林保険の対応について

令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けた市町村に所在する森林を保険の目的とする保険契約及び同市町村に住所を有している保険契約者又は被保険者の保険契約について、保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続契約の申込みができなかった場合であっても、令和 8 年 1 月 30 日までに申出（別紙参照）があった場合は、同日まで継続契約の締結手続きを猶予します。

また、令和 8 年 1 月 30 日までに保険料を添えて継続契約の申込が行われた場合は、現契約と同一の契約条件により、現契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとします。

なお、令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林保険センターに相談して下さい。

以上

【別紙】

令和 年 月 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 理事長 殿

森林保険に係る申出書

申出者住所：

申出者氏名： 印 (自署の場合は省略可)

森林保険に係る手続きについて、下記のとおり令和8年1月30日までの猶予を申し出ます。

記

該当手続き：森林保険契約の継続手続き
理由：森林保険契約を継続し災害に対する補償を維持するため
証書番号：
保険契約者：
被保険者： (外 名)



令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる 災害救助法の適用について【第3報】

1. 災害の概要

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道の69市町村、青森県の9市町村、岩手県の12市町村、宮城県の15市町、福島県の3市町、静岡県8市町、三重県の2市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【北海道】 函館市 （はこだてし） 小樽市 （おたるし） 室蘭市 （むろらんし） 釧路市 （くしろし） 北見市 （きたみし） 網走市 （あばしりし） 留萌市 （るもいし） 苫小牧市 （とまこまいし） 稚内市 （わっかないし） 紋別市 （もんべつし）	7月30日	令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
根室市 (ねむろし) 登別市 (のぼりべつし) 伊達市 (だてし) 石狩市 (いしかりし) 北斗市 (ほくとし) 松前郡松前町 (まつまえぐんまつまえちょう) 松前郡福島町 (まつまえぐんふくしまちょう) 上磯郡知内町 (かみいそぐんしりうちょう) 上磯郡木古内町 (かみいそぐんきこないちょう) 茅部郡鹿部町 (かやべぐんしかべちょう) 茅部郡森町 (かやべぐんもりまち) 二海郡八雲町 (ふたみぐんやくもちょう) 山越郡長万部町 (やまこしぐんおしゃまんべちょう) 寿都郡黒松内町 (すつつぐんくろまつないちょう) 積丹郡積丹町 (しゃこたんぐんしゃこたんちょう) 古平郡古平町 (ふるびらぐんふるびらちょう) 余市郡余市町 (よいちぐんよいちちょう) 増毛郡増毛町 (ましけぐんましけちょう) 留萌郡小平町 (るもいぐんおびらちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
苫前郡苫前町 (とまえぐんととまえちょう) 苫前郡羽幌町 (とまえぐんはぼろちょう) 苫前郡初山別村 (とまえぐんしょさんべつむら) 天塩郡遠別町 (てしおぐんえんべつちょう) 天塩郡天塩町 (てしおぐんてしおちょう) 宗谷郡猿払町 (そうやぐんさるふつむら) 枝幸郡浜頓別町 (えきしぐんはまとんべつちょう) 枝幸郡枝幸町 (えきしぐんえきしちょう) 天塩郡豊富町 (てしおぐんよとみちょう) 礼文郡礼文町 (れぶんぐんれぶんちょう) 利尻郡利尻町 (りしりぐんりしりちょう) 利尻郡利尻富士町 (りしりぐんりしりふじちょう) 天塩郡幌延町 (てしおぐんほろのべちょう) 斜里郡斜里町 (しゃりぐんしゃりちょう) 斜里郡小清水町 (しゃりぐんこしみずちょう) 紋別郡湧別町 (もんべつぐんゆうべつちょう) 紋別郡興部町 (もんべつぐんおこっべちょう) 紋別郡雄武町 (もんべつぐんおうむちょう) 虻田郡豊浦町 (あぶたぐんようらちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
白老郡白老町 (しらおいぐんしらおいちょう) 勇払郡厚真町 (ゆうふつぐんあつまちょう) 虻田郡洞爺湖町 (あぶたぐんとうやこちょう) 勇払郡むかわ町 (ゆうふつぐんむかわちょう) 沙流郡日高町 (さるぐんひだかちょう) 新冠郡新冠町 (にいかつぐんにいかつぶちょう) 浦河郡浦河町 (うらかわぐんうらかわちょう) 様似郡様似町 (さまにぐんさまにちょう) 幌泉郡えりも町 (ほろいずみぐんえりもちょう) 日高郡新ひだか町 (ひだかぐんしんひだかちょう) 広尾郡大樹町 (ひろおぐんたいきちょう) 広尾郡広尾町 (ひろおぐんひろおちょう) 中川郡豊頃町 (なかがわぐんところちょう) 十勝郡浦幌町 (とかちぐんうらほろちょう) 釧路郡釧路町 (くしろぐんくしろちょう) 厚岸郡厚岸町 (あつけしぐんあつけしちょう) 厚岸郡浜中町 (あつけしぐんはまなかちょう) 白糠郡白糠町 (しらぬかぐんしらぬかちょう) 野付郡別海町 (のづけぐんべっかいちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
標津郡標津町 (しべつぐんしべつちょう) 目梨郡羅臼町 (めなしぐんらうすちょう) 【青森県】 八戸市 (はちのへし) 三沢市 (みさわし) むつ市 (むつし) 東津軽郡外ヶ浜町 (ひがしつがるぐんそとがはままち) 上北郡六ヶ所村 (かみきたぐんろっかしよむら) 上北郡おいらせ町 (かみきたぐんおいらせちょう) 下北郡風間浦村 (しもきたぐんかざまうらむら) 下北郡佐井村 (しもきたぐんさいむら) 三戸郡階上町 (さんのへぐんはしかみちょう) 【岩手県】 宮古市 (みやこし) 大船渡市 (おおふなとし) 久慈市 (くじし) 陸前高田市 (りくぜんたかたし) 釜石市 (かまいしし) 上閉伊郡大槌町 (かみへいぐんおおつちちょう)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
下閉伊郡山田町 (しもへいぐんやまだまち) 下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんいわいずみちょう) 下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたのはたむら) 下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら) 九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら) 九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう) 【宮城県】 <u>仙台市</u> (せんだいし) <u>石巻市</u> (いしのまきし) <u>塩竈市</u> (しおがまし) <u>気仙沼市</u> (けせんぬまし) <u>名取市</u> (なとりし) <u>多賀城市</u> (たがじょうし) <u>岩沼市</u> (いわぬまし) <u>東松島市</u> (ひがしまつしまし) <u>亶理郡亶理町</u> (わたりぐんわたりちょう) <u>亶理郡山元町</u> (わたりぐんやまもとちょう) <u>宮城郡松島町</u> (みやぎぐんまつしまち) <u>宮城郡七ヶ浜町</u> (みやぎぐんしちがはままち)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<u>宮城郡利府町</u> <u>(みやぎぐんりふちょう)</u> <u>牡鹿郡女川町</u> <u>(おしかぐんおながわちょう)</u> <u>本吉郡南三陸町</u> <u>(もとよしぐんみなみさんりくち</u> <u>ょう)</u> 【福島県】 いわき市 (いわきし) 双葉郡広野町 (ふたばぐんひろのまち) 相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち) 【静岡県】 静岡市 (しずおかし) 沼津市 (ぬまづし) 伊東市 (いとうし) 富士市 (ふじし) 磐田市 (いわたし) 下田市 (しもだし) 伊豆市 (いずし) 賀茂郡東伊豆町 (かもぐんひがしいずちょう) 【三重県】 鳥羽市 (とばし) 志摩市 (しまし)			

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、新野、阿部、池沼、田村

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）

今後の主な会議・行事予定について

日 付	研究	整備	保険	行 事 名	場 所 等
8月20日	○			森林講座「シカは減っているのか？効率的な 個体数管理のためのメスジカ捕獲」	多摩森林科学園森の科学館 (東京都八王子市) (主催：森林総合研究所)
8月25日	○			令和7年度北海道林業林産試験研究機関連絡 協議会総会	北海道立総合研究機構 森林研究 本部 林業試験場(北海道美唄市) (主催：北海道支所)
8月26日～ 27日	○	○		第110回九州林政連絡協議会	別府商工会議所(大分県別府市) (主催：九州林政連絡協議会)
9月11日～ 12日	○			関西地区林業試験研究機関連絡協議会	和歌山県勤労福祉会館プラザホー プ(和歌山市) (出席：関西支所)
9月18日～ 19日	○			「省力化・低コスト造林技術」現地検討会	建部町文化センター(岡山市) (主催：近畿中国森林管理局、関西 支所)
9月20日	○			令和7年度森林総合研究所四国支所一般公開	四国支所(高知市) (主催：四国支所)
9月29日～ 30日	○			令和7年度林業研究・技術開発推進関東・ 中部ブロック会議	農林水産省 (主催：林野庁、森林総合研究所)

主要行事（令和7年7月4日～令和7年8月7日）

月 日	行 事 内 容	出 席 者
7月4日(金)	【共】理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、監事
8日(火)	【共】4法人監事連絡会	監事
9日(水)	庁議	理事長
10日(木)	【研】第53回独立行政法人評価制度委員会・第71回評価部会	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
14日(月)	【研】渡邊事務次官視察対応	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
16日(水)	【共】国立研究開発法人審議会第29回林野部会	理事長、各理事、森林保険センター所長
22日(火)	【研】中国科学院瀋陽応用生態研究所表敬訪問	理事長
25日(金)	【研】第27回筑波研究学園都市交流協議会総会	理事長、研究担当理事
31日(木)	【研】財務省農林二係主査視察対応	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事
8月4日(月)	庁議	理事長
6日(水)	【保】統合リスク管理委員会	企画・総務・森林保険担当理事、森林保険センター所長
〃	【育】関東地区特定母樹等普及促進会議	育種事業・森林バイオ担当理事
7日(木)	【研】山本農林水産大臣政務官視察対応	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事

※【研】：森林総合研究所、【育】：林木育種センター、【整】：森林整備センター、【保】：森林保険センター、【共】：共通の行事の略

森林総合研究所が広報普及した主な研究成果等について

○ 前月以降公開済の研究成果

	広報タイトル	研究者・担当者名	掲載誌名	論文公開時期	備考
1	ネコが最低でも年間で3万5千羽のオオミズナギドリを捕食―世界最大の集団繁殖地、御蔵島における野生化ネコによる大量捕食の実態が明らかに―	ワタリ ユウヤ 亘 悠哉 野生動物研究領域	Mammal Study	2025/04	プレスリリース
2	気象衛星ひまわりで30分ごとに光合成活動を可視化～植物の“昼寝”を宇宙から監視できる時代へ～	コナミ ユウジ 小南 裕志 森林防災研究領域	Remote Sensing of Environment	2025/06	プレスリリース
3	革新的ガス分析手法を開発―森林土壌から放出・吸収される温室効果ガス測定を大幅に効率化―	サカタ タツシ 阪田 匡司 立地環境研究領域	森林総合研究所研究報告	2025/06	プレスリリース
4	オーストリアにおいて個人の森林所有者が活発に林業を行っている要因を明らかにした	クボヤマ ヒロフミ 久保山 裕史 東北支所	Forests	2024/08	プレスリリース
5	熱帯林の微生物は土壌のリン不足に「質より量」で勝負―リン獲得のための酵素は低品質でも有利？―	モリ タイキ 森 大喜 九州支所	Ecosystems	2025/04	プレスリリース

○ 最近のシンポジウム・イベント

	名称	担当	主催等	開催場所	開催日	備考
1	森林講座「ボルネオの森のきのこ昆虫」	森林総合研究所 多摩森林科学園業務課	森林総合研究所	多摩森林科学園 森の科学館 (東京都八王子市)	7月11日(金)	
2	森林総合研究所 一般公開「もっと知りたい 昆虫」	森林総合研究所 企画部広報普及科	森林総合研究所	森林総合研究所 (茨城県つくば市)	7月30日(水)	
3	森林総合研究所 一般公開「クマのお話し会」	森林総合研究所 企画部広報普及科	森林総合研究所	森林総合研究所 (茨城県つくば市)	7月31日(木)	